

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン検討会（第2回） 議事要旨

1 日 時：平成19年2月20日（水） 13:30～15:10

2 場 所：農林水産省第2特別会議室

3 出席者：別紙（委員名簿）

4 議事概要

＜資料3 特裁ガイドライン改正に向けての検討結果（案）＞に関して、主な意見は以下のとおり。また、今後は、パブリックコメント及び検討結果を踏まえ、特裁ガイドラインを改正することとし、運用に混乱や誤解がないよう、考え方をQ & Aで示すとともに、消費者等にはパンフレットで特裁ガイドラインの内容をわかりやすく示すことに努めることが了承された。

（主な意見）

「1. 農薬」について

（鶴田委員）

全体もそうだが、農薬の表示方法をよくここまで整理できたとの感じをもった。「1. 農薬」については問題なし、賛成。

（牧野委員）

例えば生物農薬に澱粉を混ぜてえさとして食べれるようにして微生物を増やすなど、有機農産物JAS規格別表2の農薬同士を現場で混合して効果のあるものがある。農薬メーカーが混合した製剤としてデータをきちんと取って販売すれば、安全性も確認され生産者も使いたいと考えるだろうが、その場合別表2の解釈はどのようになるのか。

（事務局）

新たな製剤については、審査して登録し、その後販売という手順となる。その製剤が有機農業に有効ということで有機農産物JAS規格別表2に盛り込むべきということであれば、コーデックスガイドラインとの整合性及び農業現場での使用実績等を勘案し、JAS調査会で検討し、必要に応じて有機農産物JAS規格を改正することになる。

（鶴田委員）

セット表示を省略する場合について、情報提供の方法はFAXでの対応も可能なのか。

（事務局）

生産情報公表JAS規格と同様の考え方で可能である。

「2. 化学肥料」について

（佐々木委員）

育苗培土についてはどのように考えているのか

（事務局）

原則としてカウントする。以前からガイドラインのQ & Aに示している解釈に変更はない。パブリックコメントに、育苗培土には表示義務がないので化学肥料の有無を確認できない場合や、苗購入時に根についている土がどのようなものかわからない場合はどうしたらいいのかとの質問があった。どうしてもわからない場合はカウント対象外ということで考えている。なお、意図的に施用したものにあっては、当然カウントする。

（藤沼委員）

苗と一緒に持ち込まれる肥料や土の量は、本圃で栽培期間に吸収される肥料成分量に比べて少ないため、あまり問題にならないと思う。特殊な肥料を使う場合などは別だが・・・。

「3. 栽培期間の考え方等」について

(森田委員)

有機農産物の生産基準がある中で、農薬不使用の種苗が入手困難ということがあるのか。

(事務局)

有機農産物では有機栽培の種苗を使用することが基本。それができない場合、農薬不使用の種苗を使用することを規定している。しかしながら現状は、品種によってはそのような種苗が入手困難な場合もある。このための経過措置として、消毒等された種苗の使用も認めている。種苗への農薬使用については表示義務があるので、生産者はどのような薬剤が使われたかを把握することは可能である。

(佐々木委員)

「困難な場合」というのは、地域や生産者組織などの主観的な判断で決められる部分もあり難しいところ。野菜では、かなり農薬による種子消毒が行われており、米でもある。地域、作物、品種により使用状況は異なる。パブリックコメントにあるように、種子段階で数剤の農薬が使用されており、農薬の節減が難しいということであれば、例えば、種子段階で、いくつ消毒されても、それを1回としてカウントすることも有りかと思う。とにかく、一定の考え方できちんと指導がされなければ、解釈の仕方により混乱が生じるのではないかと思う。

(和田委員)

消費者の立場として、作ることにについては生産者の声を聞かなければわからないが、「農薬不使用」というのが増えるという方向に向いているのではないかと考えると、「困難な場合」という表現について同じ尺度で判断できるのか、その運用について懸念がある。

(鶴田委員)

たとえば青森県でにんじんを特別栽培する場合、春まきでは4回以内にしなければならない。市販されていて経済的に大量に栽培される品種の場合、種子消毒で農薬が4剤使われているので、その後の栽培期間中にはまったく使えないということになり、有機栽培より難しいという議論もある。現状では、大量販売、経済性を考慮するとほとんど種子消毒をしたものばかりになる。輸出品や有機栽培で大量に使う場合は薬剤処理しない場合があるらしいが、種子にもグレードがあり品質の悪いものになってしまうようだ。現実として希望の品種で品質のよい種子を選ぶとなると、種子消毒したものをわざとるを得ない。

(佐藤委員)

カウントしないという考え方は理解できるが、生協の立場としては情報が非公開となってしまうので、カウントしないということで決めても、但し書きとして種子消毒の回数などは、広く情報として出していくという観点から表示として残す道もあるのではないか。

(鶴田委員)

セット表示の中で任意で表示していくというのはあると思うが、表示が簡略化されわかりやすくなるという全体の流れがあるので、これとは別なやり方で表示するべきではないか。

(鶴田委員)

看板表示について、資料3には栽培責任者があるが資料4にはないのはなぜか。

(事務局)

資料4はパブリックコメント募集時点のもの。意見を受けて修正した。

(富沢委員)

種子消毒の効果は、種子保存のためか、発芽以降の成長のためか。

(牧野委員)

種子消毒は、種子の保存よりも病害虫の防除に効果がある。種子消毒の論点としては、「収穫時に農薬が検出しないことがはっきりしていればカウントしなくても問題ない」とする考え方、「精神的な問題として農薬を使用したこと自体に問題」との考え方の両方がある。そもそも種子消毒は、発病しにくい環境を作るという病害防除の観点からは行った方が良く考えている。しかし、5回のうち4回種子消毒であと1回しか使えないというのも問題。これには、たとえば種子消毒に有効な生物農薬などの研究開発が必要だが、農薬メーカーの立場としては、種子消毒のために新たな生物農薬を開発するのはビジネスモデルとして難しい現状がある。IPM推進の視点からは、国が方向性を持ってそのような研究開発を推進していく必要があるのではないかな。

(事務局)

有機農産物JAS規格ではQ&Aで種子消毒したものしか手に入らない場合の適合の考え方を示している。特別栽培農産物ガイドラインにおいてもQ&Aで示していきたい。

(佐々木委員)

環境保全型農業で、農薬による種子消毒をしない技術が認められている一方で、困難な場合を認めるのは整合性の問題もある。Q&Aで考え方をきちんと示すならば認めてもよい。

(森田委員)

種子消毒による農薬は収穫したときにはほとんど残らないということだが、消費者としてはできるだけ農薬を使わないという生産者の努力や姿勢に価値を認めているという場合もあるのではないかな。懸念しているのは、同じ種子消毒であっても困難の有無でカウントするしないということで、種子消毒をして真面目にカウントした農家が不利になってしまうということ。きちんとQ&Aで考え方を示してもらいたい。

「4. その他」について

(佐藤委員)

「経過措置をとらない」に関連して、販売側としては包材に新旧の表示が混ざっていると混乱が生じる。包材を処分するというのは費用負担を強いることではあるが、新旧の表示が混在していると消費者としては混乱してしまうのではないかな。

(大木委員)

改正により生産量が増え、点から面に広がることは消費者として期待するところである。一方で「減農薬」等は不適切な表示ということであるが、他にも「環境保全型農業推進産地」、「農薬低減米」等さまざまな表示があり、混乱しているところがある。

(佐々木委員)

農薬の不使用のものさしの難しさがあるが、抗生物質や化学合成農薬等の特別栽培農産物認証の判断に都道府県によりばらつきがあるので、統一的にする必要がある。もうひとつは経過措置に関して、ガイドラインの改正を受けて生産現場では慣行基準が見直されるので、徹底されるまで1年くらいかかると思われるので、どのような方向に指導されるのかお伺いしたい。

(事務局)

ガイドライン以前には、さまざまな表示がそれぞれ独自の基準で行われていたことから、統一的に一定の基準に沿ったガイドラインを策定したものである。引き続きガイドラインの意義やこれに基づいた表示に理解を求めていく。

また、移行期間があっても、栽培計画の段階と出荷段階では時期が異なるので、包材の表示が新旧混在する状況がしばらくの間あるのは仕方ないところがある。取り組める人から順次実践することができるようにすることの方がよいと考えている。

不適切な表示があれば、その事例について連絡していただきたい。適正化について個別に対応しているところである。

(鶴田委員)

有機栽培やガイドライン表示では店頭等で確認が厳しく行われたが、ガイドラインに基づかないものには確認が甘かった気がする。今後、生産情報公表JASと特別栽培農産物ガイドラインの表示が増えてくと思うので、偏ることなくどちらもしっかりやってもらいたい。また、農業新聞で無農薬や減農薬等の言葉が頻繁に出ており影響が大きいので、農林水産省から考え方を説明する必要があるのではないかな。

(和田委員)

慣行基準を定期的に見直すことは、生産現場では難しくないのか。

(佐々木委員)

県が慣行基準を定め定期的に見直していると思う。

(鶴田委員)

各県が定期的に見直しを行っていると思う。我々が期待するところは、たとえば12月に定期的に見直し1月の作付計画から始められるよう見直しを行ってほしいが、それが3月にずれ込んでしまったりすることがあり、困っているところもある。また毎年、検討を行い、その結果見直しがないということも定期的に公表してほしい。

(和田委員)

「節減対象農薬」「慣行の5割」という用語が一般の消費者にはわかりにくい、ガイドラインの制定当初より格段にわかりやすくなったとは言えると思う。種子消毒の場合でも種苗会社が工夫し、その後の効果を狙ったものが出るのではないかと疑念があるが、今の段階では仕方ない気がする。Q&Aも必要であるが、新表示ガイドラインのような見やすいパンフレットも必要だ。実態が合わないような場合があれば、随時見直してほしい。

(森田委員)

節減対象農薬は、化学合成農薬から有機JASでの農薬や天敵を除いた大枠では化学合成農薬ととらえている。しかし、節減対象農薬という用語が一般の消費者には難しく、逆に化学農薬の一部であるような狭義のイメージに捉えられてしまう可能性がある。節減対象農薬の定義やイメージをQ&Aやパンフレットできちんと示してほしい。

(大木委員)

今回の内容を会員に説明する時、第1に節減対象農薬は何かと聞かれると思うので、パンフレット等でしっかりと説明してほしい。

(佐々木委員)

ガイドライン表示ができて、低農薬等いろいろな表示が出てきている。改正された制度を国民に早期に定着させる努力を国にしてもらいたい。また、生産現場、農協、消費、流通等の関係機関がガイドラインをきちんと守ることが大前提となるので、国に指導を徹底してもらいたい。

(鶴田委員)

生産や流通側にとっては、今回の改正は改善されたという感がある。しかし、栽培期間の長い農産物や複数人で生産したものを一括して販売する場合の表示の仕方はどうするのかとの問題があり、生産情報公表農産物のJAS規格 においてはそのような例の考え方が示されているので、特別栽培農産物ガイドラインでもQ&A等で整合性を取ってほしい。

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」検討会委員名簿

氏 名	所 属・役職名
大木 美智子	消費科学連合会 会長
佐々木 陽悦	農業 （宮城県大崎市）
佐藤 和男	日本生活協同組合連合会コープネット事業連合農産部 次長
田島 眞	実践女子大学 教授
鶴田 志郎	株式会社マルタ 代表取締役会長
富沢 彦昭	(社)全国中央市場青果卸売協会 幹事
藤沼 善亮	(財)日本肥糧検定協会 顧問
牧野 孝宏	静岡県病虫害防除所 所長 （植物防疫全国協議会会長）
森田 満樹	消費者 （前(株)食品科学広報センター）
和田 正江	主婦連合会 参与

（五十音別・敬称略）